

災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書

道北市長会構成市である旭川市、留萌市、稚内市、芦別市、紋別市、士別市、名寄市、深川市及び富良野市（以下「構成市」という。）は、災害時の相互応援に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時において構成市が相互に協力することにより、迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被害者の救護を図り、もって構成市住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（災害時の相互応援）

第2条 構成市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、構成市が締結している災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定、北海道広域消防相互応援協定その他の災害応援協定に定めるもののほか、この覚書の定めるところにより、他の構成市に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された都市（第7条の規定により自主的に出動する場合を含む。以下「応援都市」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっせん
- (2) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供又はあっせん
- (4) 救護及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 児童及び生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第4条 被災都市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学校及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) その他必要な事項
(派遣職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、原則として被災都市の市長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる応援の経費については、原則として被災都市の負担とする。
- (2) 第3条第4号に掲げる応援の経費については、応援都市の負担とする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災都市との連絡が取れない等の混乱した状況において、応援都市は被災都市の情報収集に努め、関係職員による情報収集班の派遣等、可能な処置をとるものとし、被災都市の要請がなくとも明らかに応援都市において被災都市に対し緊急の応援が必要と判断される場合には、応援活動に必要な要員、物資、資機材等を想定し自主的に出動するものとする。

- 2 前項の自主出動に直接要した経費については、原則として応援都市の負担とし、他の経費については前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 構成市は、この規定に基づく相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この覚書の有効期限は、覚書締結の日から平成26年4月8日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までにいずれからも申し出のないときは、更に5年間覚書を自動的に更新し、以後についても同様とする。

(その他)

第10条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に定めない事項については、構成市が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本覚書9通を作成し、各都市の市長が署名の上、各1通を保有する。

平成25年4月8日

旭川市長

留萌市長

稚内市長

芦別市長

紋別市長

士別市長

名寄市長

深川市長

富良野市長